

# 小規模多機能ホーム三宿 重要事項

<令和6年4月1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(世田谷区指定 第1391200761号)

当事業所は、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス、または指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきことを次の通り説明します。

◇◇ 目次 ◇◇

1. 事業者
2. 事業者の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関について
9. 非常火災時の対応
10. サービス利用にあたっての留意事項

## 1. 事業者

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人こうれいきょう                   |
| (2) 法人所在地 | 〒154-0005 東京都世田谷区三宿 1-8-10 山元ビル |
| (3) 電話番号  | 03-5433-2511                    |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐藤 洋作                       |
| (5) 設立年月日 | 平成13年3月31日                      |

## 2. 事業者の概要

(1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護  
平成 28 年 7 月 20 日指定（東京都世田谷区）

### (2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するため、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

(3) 事業所の名称 小規模多機能ホーム三宿

(4) 事業所の所在地 東京都世田谷区三宿 1-8-19 亀井ビル 3 階

(5) 電話番号 03-5787-8753

(6) 管理者氏名 小松 さやか

### (7) 当事業所の事業方針

利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者の自宅での暮らしを支援します。

(8) 開設年月 平成 28 年 7 月 20 日

(9) 登録定員 29 人（通い定員 16 名 泊り定員 6 名）

### (10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しております。宿泊サービスの際に利用される居室は 6 室ですが、そのうち 3 室は共有スペースを兼ねております。宿泊時には、個室として利用して頂きます。

## 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 東京都世田谷区 三宿 池尻 下馬 太子堂 若林  
三軒茶屋 代沢 代田 上馬

※上記以外の区在住の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 午前 7 時半～午後 8 時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 午後 8 時～午前 7 時半

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者（兼務）	1人（兼務）		1人	1人	事業内容調整、介護の提供
介護支援専門員（兼務）	1人		1人	1人	サービスの調整、相談業務
介護職員	12人	5人	14.1人	通い3人に対して1人配置	利用者の日常生活支援、身体介助等
看護職員	0人	3人	1人	1人以上（毎日の配置義務はなし）	健康チェック等の医療業務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：終40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5人いる場合は、常勤換算では1人（8時間×5人÷40時間=1人）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	勤務時間 8:30～17:30
介護支援専門員	勤務時間 8:30～17:30
介護職員	主な勤務時間 8:30～17:30、7:30～16:30 夜間の勤務時間 17:00～9:00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
看護職員	勤務時間 9:30～17:30

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合  
(介護保険の給付の対象となるサービス)
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合  
(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割もしくは8割7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割もしくは2割、3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議のうえ、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

《サービスの概要》

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を実施します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することが出来ます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、つぎに該当する行為は致しません。
  - ① 医療行為
  - ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
  - ③ 飲酒およびご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
  - ④ ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - ⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供します。

#### 《サービス料金》（契約書別紙参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額  
利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

- ☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても日割りでの割引または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
  - 登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれのサービスを実際に利用開始した日
  - 登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ ご契約者に提供する食事および宿泊にかかる費用は別途いただきます(下記(2)ア及びイ参照)
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書別紙参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 700 円

イ 宿泊に要する費用

料金：一泊 5000 円

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し利用月の翌月15日までにご請求書をお渡しします。

自動口座お引き落としでお支払いをお願いします。また、現金でのお支払いも可能です。

(4) 利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆ 5(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。ただし、5(2)の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し、協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議のうえ、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明のうえ、交付します。

6. 苦情の受付について

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 小松 さやか 主任 才木 浩也

行政機関その他苦情受付期間

世田谷総合支所保健福祉課 地域支援担当（8：30～17：00）	電話03-5432-2850 FAX03-5432-3049
北沢総合支所保健福祉課 地域支援担当（8：30～17：00）	電話03-6804-8701 FAX03-6804-8813
玉川総合支所保健福祉課 地域支援担当（8：30～17：00）	電話03-3702-1894 FAX03-5707-2661
砧総合支所保健福祉課 地域支援担当（8：30～17：00）	電話03-3482-8193 FAX03-3482-1796
烏山総合支所保健福祉課 地域支援担当（8：30～17：00）	電話03-3326-6136 FAX03-3326-6154
東京都国民健康保険団体連合会 東京都千代田区飯田橋3-5-1 9：00～17：30	電話03-6238-0177 （苦情相談直通） FAX03-6238-0022

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

《運営推進会議》

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、民生委員、自治体職員、地域包括支援

センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

#### 8.協力医療機関について

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

《協力医療機関》

亀井クリニック（内科）

世田谷区三宿 1-8-19 電話 03-3413-7077

小森歯科クリニック

世田谷区太子堂 5-11-4 電話 03-3412-4777

#### 9.非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

《消防用設備》

- ① 自動火災報知機
- ② 非常用通報装置
- ③ スプリンクラーの設置
- ④ 非常用照明
- ⑤ 誘導灯
- ⑥ 消火器
- ⑦ 緩降機の設置（6台）

#### 10.サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証および負担割合証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した場合、ご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。

○他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、基本的には持参されないようお願いいたします。またご持参のあった場合には、自己の責任において管理をお願いいたします。

○事業所内での利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

○計画作成者が訪問看護や福祉用具などのサービスを提案する際には、複数の事業者を提示し、契約者・家族に選択していただくようにしています。

○当事業所は、第三者評価についての実施は行っておりません。